



朝礼で市長や職員に「おはようございます」と手話で挨拶する遠藤浩紀さん（左端）＝焼津市役所

朝礼時に手話学ぶ

条例制定の焼津市役所

今春、手話言語条例が制定された焼津市で11日、聴覚障害者で市の嘱託職員の遠藤浩紀さん(30)が、市職員を対象にした朝礼時の手話を始めた。初日は市長、副市長、秘書課、広報部の番留智子さん(35)が市長

員を対象にした朝礼時の手話教室を始めた。初日は市長、副市長、秘書課の浅原佑香さん(27)は、「一つひとつ手の動きに意味があるとわかる」とわからず、「面白かった」。中野弘道市長は「市民に手話を広めていくにはまず職員から

手話を始めた。初日は市長、副市長、秘書課の浅原佑香さん(27)は、「一つひとつ手の動きに意味があるとわかる」とわからず、「面白かった」。中野弘道市長は「市民に手話を広めていくにはまず職員から

室前に現れ、「おはようございます」と手話で挨拶する遠藤さんは条例制定を受つた。けんこつをぼおにあてるしぐさは「枕から起きる」意味。職員らは続けて「こんばんは」「お疲れ様」「ありがとうございます」と喜ばれているという。

勉強しないとね」。

遠藤さんは条例制定を受け、今年4月、市に転職。

聴覚障害者の窓口相談にも

積極的に応じ、「手続きが

スムーズになった」と喜ば

れているという。

手話教室は今後、毎週金曜に各課を巡回する。市地

域福祉課では、毎日3分の

手話講座もあり、市役所内

で手話が通じる範囲が広がりつつあるという。

(阿久沢悦子)

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されます。